

販売用資料

2025年7月

# 米ドル建HSBC社債／欧州株式戦略ファンド (早期償還条項付)2025-08

ファンドは特化型運用を行います。

単位型投信／海外／資産複合／特殊型(条件付運用型)

お申込みの際は必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をよくお読みください。

投資信託説明書(交付目論見書)のご提供・お申込みは

設定・運用は

## SOMPOアセットマネジメント

SOMPOアセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会



当ファンドは、3つの戦略を駆使し、  
下落リスクは抑制しつつも、  
株式の成長の機会はしっかりと捉えたい  
というお客さまに、投資の選択肢として  
ご検討いただきたいファンドです。

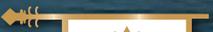
エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーが発行する米ドル建債券への投資を通じ



1

欧州株式の成長を捉え、

欧州株式インデックス\*のパフォーマンスに連動した収益の獲得をめざします



2

下落時には影響が抑制され、

欧州株式インデックス下落時の影響は抑制されます



3

一定の水準で繰上償還します

基準価額が12,000円以上となった場合、安定運用に切り替え、  
繰上償還します

\* S&P欧州350日次リスク・コントロール10%指数(以下「欧州株式インデックス」または「参照指数」といいます)。

※基準価額の下落が完全に抑制されるものではありません。

※基準価額(1万口あたり、設定来の1万口あたりの収益分配金(税引前)累計額を含みます)が12,000円以上となった場合、米ドル建債券を売却し安定運用に切り替え、繰上償還しますが、安定運用開始以降も基準価額は繰上償還日まで市況動向等の影響を受けるため、基準価額・償還価額が12,000円を下回ることがあります。

# ファンドの特色

**1** エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーが発行する米ドル建債券(以下「米ドル建債券」といいます)を主要投資対象とし、S&P欧州350日次リスク・コントロール10%指数の上昇リターンの獲得をめざします。

- 米ドル建債券の組入比率は高位を保つことを基本とします。  
原則として、米ドル建債券の満期日(2030年9月5日)まで保有することを前提とし、銘柄入替えは行いません。
- 年2回の利払時のクーポンレート(利率)は、米ドル建債券の発行時における金利情勢等によって決定されます。利率は固定とし、ファンドの信託報酬等に充当します。

**2** 米ドル建債券への投資を通じて、約5年後の満期償還時におけるパフォーマンス償還益の獲得をめざします。

- 満期償還時におけるパフォーマンス償還益は、参照指数の収益率および連動率により決定されます。

**3** ファンドの基準価額<sup>\*1</sup>が12,000円以上となった場合には、米ドル建債券を売却し、安定運用<sup>\*2</sup>に切り替え、繰上償還します。

<sup>\*1</sup> 1万口あたりの基準価額とし、設定来の1万口あたりの収益分配金(税引前)累計額を含みます。

<sup>\*2</sup> 安定運用開始以降も基準価額は繰上償還日まで市況動向等の影響を受けるため、基準価額・償還価額が12,000円を下回ることがあります。

**4** 米ドル建債券の発行体が債務不履行等となった場合、米ドル建債券の資金化を行い、ファンドは繰上償還します。

※当ファンドの償還価額が投資元本を下回ることがあります。

**5** 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

## 分配の基本方針

中長期的な観点から、複利効果による資産の成長をめざすために分配を抑えるファンドです。

### ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定められたものであり、支配的な銘柄<sup>\*</sup>が存在するファンドをいいます。

<sup>\*</sup> 支配的な銘柄とは、寄与度(投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体あたりの時価総額の構成割合、またはベンチマークにおける一発行体あたりの構成割合。以下同じ。)が10%を超える、またはを超える可能性が高いものをいいます。

・ファンドは、エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーが発行する米ドル建債券に集中投資を行うため、当該銘柄の発行体に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

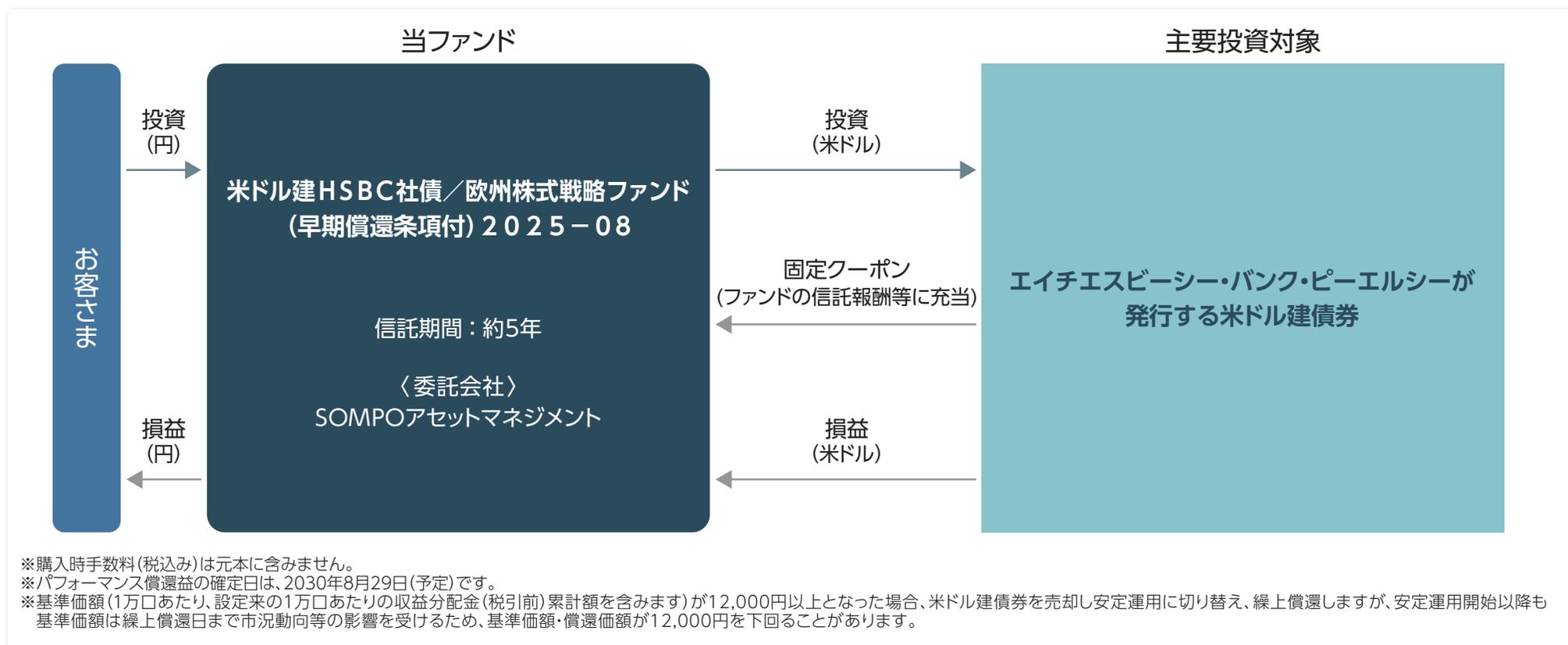
# ファンドのしくみ



当ファンドは、エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーが発行する米ドル建債券への投資を通じて

- 欧州株式インデックスのパフォーマンスに連動したパフォーマンス償還益の獲得をめざします。
- 欧州株式インデックスのパフォーマンスがマイナスの場合でも、満期日において米ドル建投資元本の確保をめざします。
- 基準価額が12,000円以上となった場合、米ドル建債券を売却し安定運用に切り替え、繰上償還します。

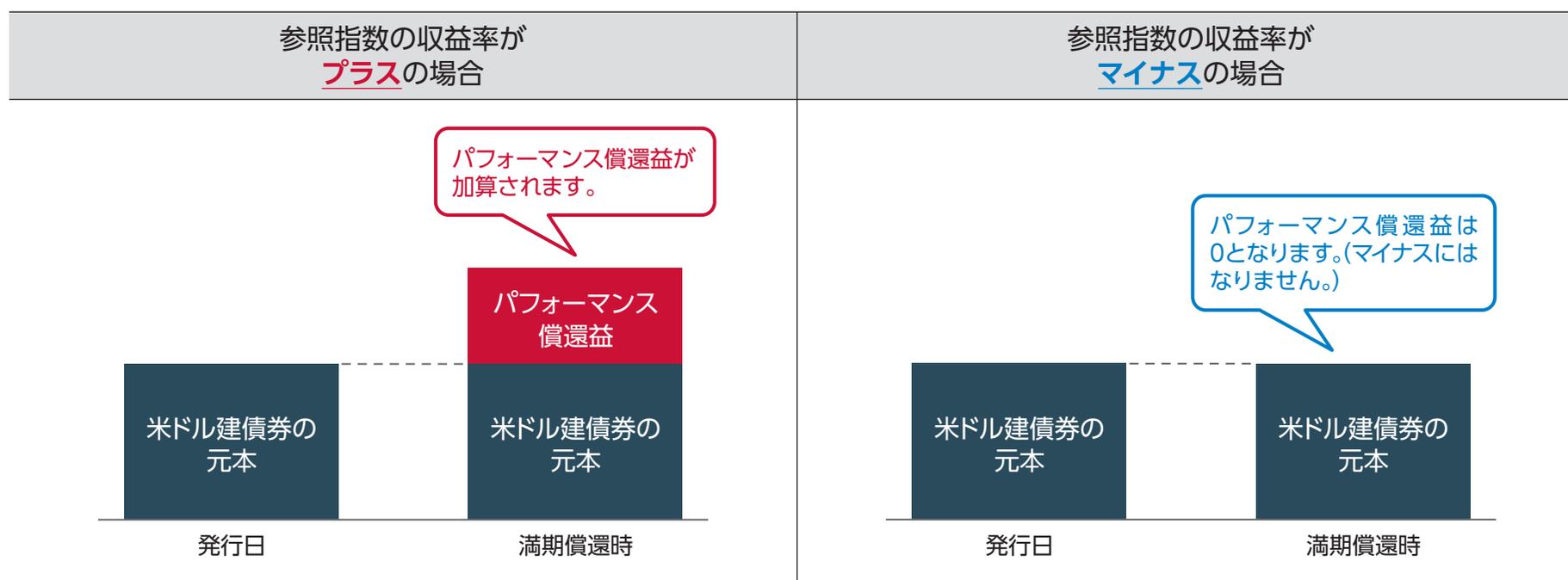
※満期日における米ドル建投資元本の確保をめざしますが、保証するものではありません。また、円建てでの元本確保をめざすものではありません。



※米ドル建債券の発行体等にデフォルト(債務不履行)が発生した場合等には、米ドル建てでの元本確保ができない場合があります。  
※信託期間中に当ファンドを解約した場合の換金価額や当ファンドが償還条項以外の要件で繰上償還された場合等の償還価額は米ドル建てでの元本を下回る場合があります。

# 米ドル建債券の満期償還時における償還益イメージ

- 参照指数の収益率がプラスとなった場合は、米ドル建てでの投資元本と同額となる債券償還金額に加え、パフォーマンス償還益を上乗せします。
- 参照指数の収益率がマイナスとなった場合でも、パフォーマンス償還益がマイナスにならない仕組みを有しており、米ドル建てでの投資元本と同額となる債券償還金額が期待できます。



当ファンドの償還価額は米ドル・円の為替レートの変動の影響を受けます。為替水準により、当ファンドの償還価額は投資元本を下回る可能性があります。

※上記は米ドル建債券の満期償還時における償還益をイメージしたものであり、米ドル建債券の発行体が債務不履行等となった場合等により早期償還となる場合とは異なります。

※上記はイメージであり、実際の運用状況を表すものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

# パフォーマンス償還益について



- 当ファンドは欧州株式インデックスに連動したパフォーマンス償還益の獲得をめざします。なお、ユーロ建ての欧州株式インデックスの収益率を米ドル建てとみなしてパフォーマンス償還益の計算を行います。
- パフォーマンス償還益は、あらかじめ定められた毎年の観測日(計5回)における欧州株式インデックスの平均値とファンド設定時の指数値との差から得られる収益率に連動率\*を乗じて算出されます(詳細は7ページをご確認ください)。

\* 連動率は当ファンド設定時に決定され、その後に変更されることはありません。ファンド設定時の連動率のご確認方法は最終ページをご覧ください。

## パフォーマンス償還益の算出方法

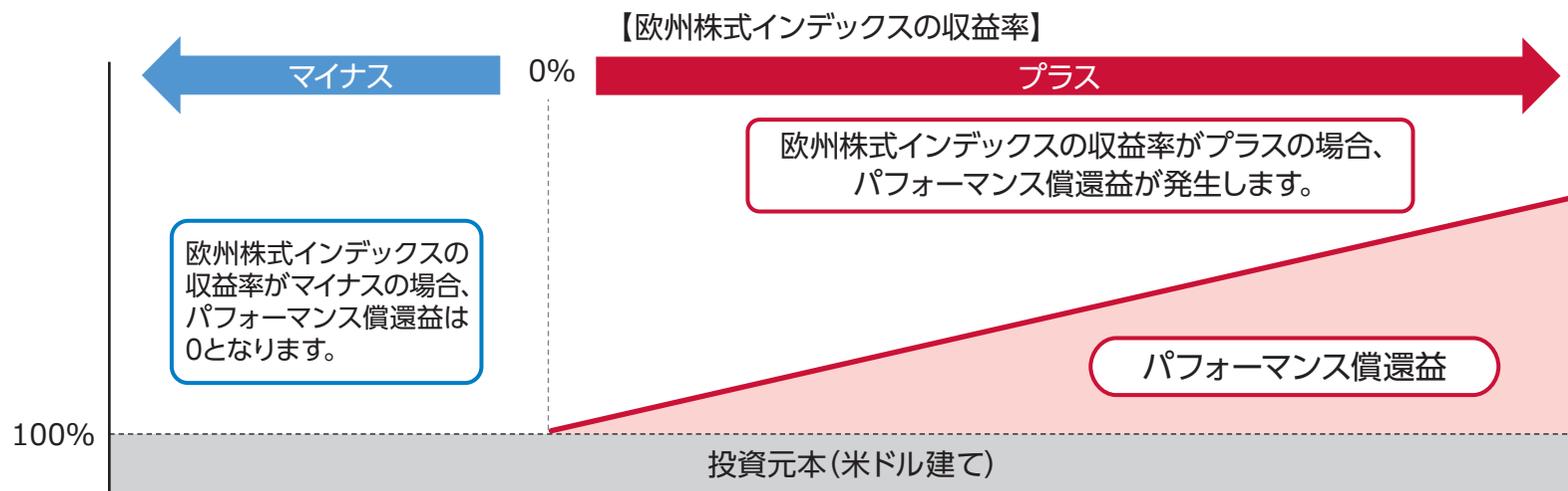
パフォーマンス  
償還益

=

欧州株式インデックスの  
収益率

×

連動率



※上図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

※当ファンドは、欧州株式インデックスの収益率がマイナスの場合でも満期日に米ドル建投資元本の確保をめざしますが、保証されているわけではありません。また、期限前償還した場合には、期限前償還価額は当初の投資額を実質的に下回ることがあります。

※信託期間中の基準価額は市場動向等により変動します。したがって途中換金の場合、換金価額は投資元本を下回る場合があります。

※当ファンドは円建てで設定されるため、米ドルとの為替変動リスクが発生します。また満期日における投資元本の確保は米ドル建てでの目標であり、円建てでの目標ではありません。

※連動率のご確認方法については最終ページをご覧ください。

※上記はイメージであり、実際の運用状況を表すものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

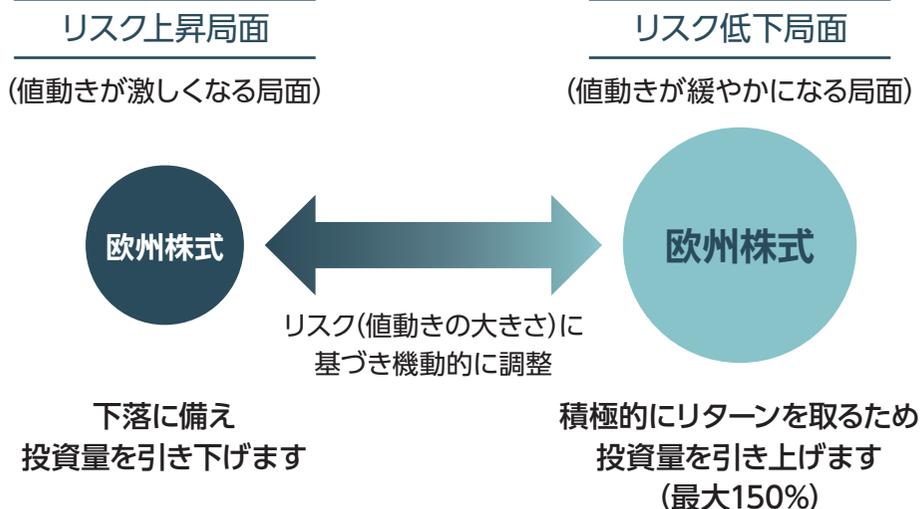
# ファンドが参照する指数について



- 当ファンドが参照する欧州株式インデックスはS&P欧州350日次リスク・コントロール10%指数です。同指数の実質的な投資対象であるS&P欧州350指数は、英国を含む欧州16カ国の代表的かつ流動性の高い企業で構成され、構成銘柄は構成国の時価総額の約70%を占めています。
- S&P欧州350日次リスク・コントロール10%指数は、ボラティリティ(価格変動の度合い)が年率10%程度となるよう日次で投資量をコントロールするため、一般的な欧州株式インデックスと比べ安定した値動きとなる傾向があります。

## S&P欧州350日次リスク・コントロール10%指数について

- ボラティリティ(変動率)が年率10%となるように、投資量を0%から150%までの範囲内で調整し、欧州株式市場のパフォーマンスを安定的に享受することをめざします。



【S&P欧州350日次リスク・コントロール10%指数の推移】  
(1999年1月末～2025年5月末、月次)



	S&P欧州350日次リスク・コントロール10%指数
リターン(年率)	1.9%
リスク(年率)	9.3%
最大ドローダウン*	▲39.5%

\*ドローダウンとは、資産運用において損失が発生して、資産総額が減少することを言います。それらのドローダウンの最大となった値を最大ドローダウンといい、損益曲線のピークとなった資産総額からの最大下落率を指します。

※ボラティリティは年率10%程度としていますが、一定であること、あるいはその目標値が達成されることをお約束するものではありません。また、ボラティリティの目標水準を示したものであり、年率10%程度の収益率を目標とするものではありません。

※当ファンドでは、ユーロ建ての欧州株式インデックスの収益率を米ドル建てとみなしてパフォーマンス償還益の計算を行います。

※S&P欧州350日次リスク・コントロール10%指数は、当ファンドのベンチマークではありません。

出所：Bloomberg

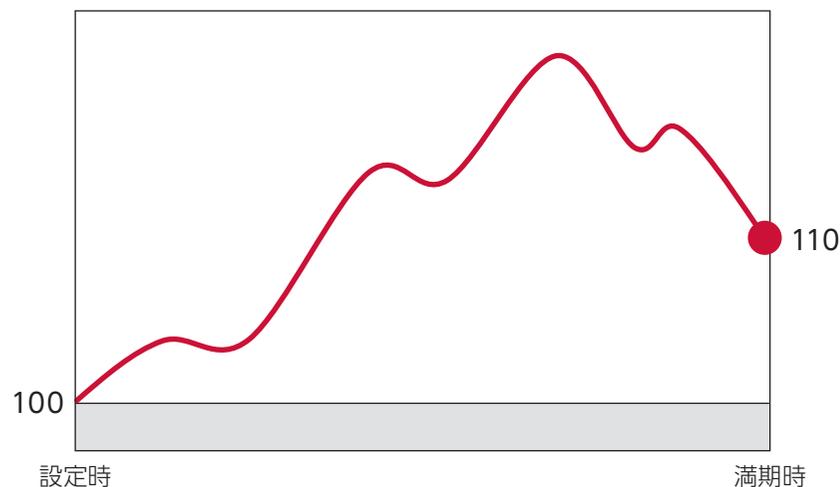
※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

# パフォーマンス償還益の算出方法について

- パフォーマンス償還益は、一般的には設定時と満期時の指数を比較し、満期時の値が設定時を上回っていた場合、満期時の水準に連動率を乗じて算出します。
- 一方、当ファンドでは、設定時から満期時までの間であらかじめ定められた毎年の観測日(計5回)における欧州株式インデックスの平均値と設定時の指数値との差から得られる収益率に連動率を乗じて算出します。
- 平均値を採用することで、満期時の直前に参照指数が大きく下落した場合等に下落の影響を緩和する効果が期待されます。

## 【一般的な参照指数値の連動イメージ】

- 一般的には、設定時と満期時の指数を比較し、満期時の値が設定時を上回っていた場合、満期時の水準に連動率を乗じて算出します。



<連動率を100%とした場合のパフォーマンス償還益>  
 $((110 \div 100) - 1) \times 100\%$ で  
10.0%となります。

## 【当ファンドの参照指数値の連動イメージ】

- 当ファンドでは、設定時から満期時までの間であらかじめ定められた毎年の観測日における欧州株式インデックスの平均値と設定時の指数値との差から得られる収益率に連動率を乗じて算出します。



<連動率を100%とした場合のパフォーマンス償還益>  
 $((\frac{102+114+116+116+110}{5}) \div 100 - 1) \times 100\%$   
で**11.6%**となります。

※連動率は当ファンド設定時に決定され、その後に変更されることはありません。ファンド設定時の連動率のご確認方法は最終ページをご覧ください。

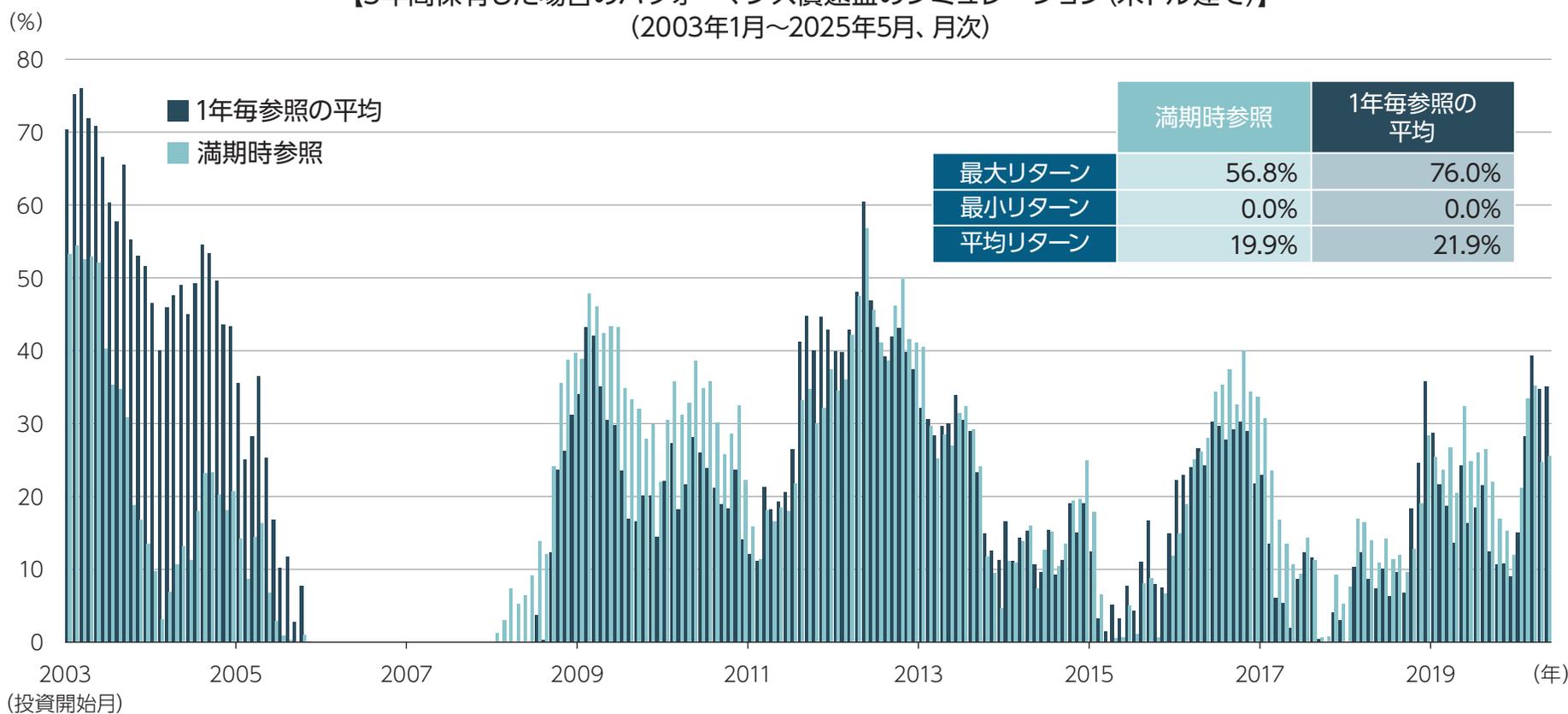
※上記はイメージであり、実際の運用状況を表すものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

# パフォーマンス償還益のシミュレーション



- 2008年のリーマンショック前に投資を始めた場合は、満期時参照の米ドル建パフォーマンス償還益が低くなっています。
- 一方、1年毎参照の平均に投資した場合は、相場が大幅下落する前の株価水準が高い場合の参照指数値が平均に組み込まれるため、米ドル建パフォーマンス償還益が高くなりやすいという利点があります。

【5年間保有した場合のパフォーマンス償還益のシミュレーション(米ドル建て)】  
(2003年1月~2025年5月、月次)



※上記のパフォーマンス償還益のシミュレーションは、繰上償還を考慮していません。

※満期時参照は、設定時と満期時の参照指数を比較し満期時の値が設定時を上回っていた場合、満期時の水準に連動率(114%)を乗じて算出し、1年毎参照の平均は、設定日から満期日までの各年観測日(計5回)の参照指数値の平均値に連動率(174%)を乗じて算出したものです。連動率はいずれも2025年6月2日時点です。

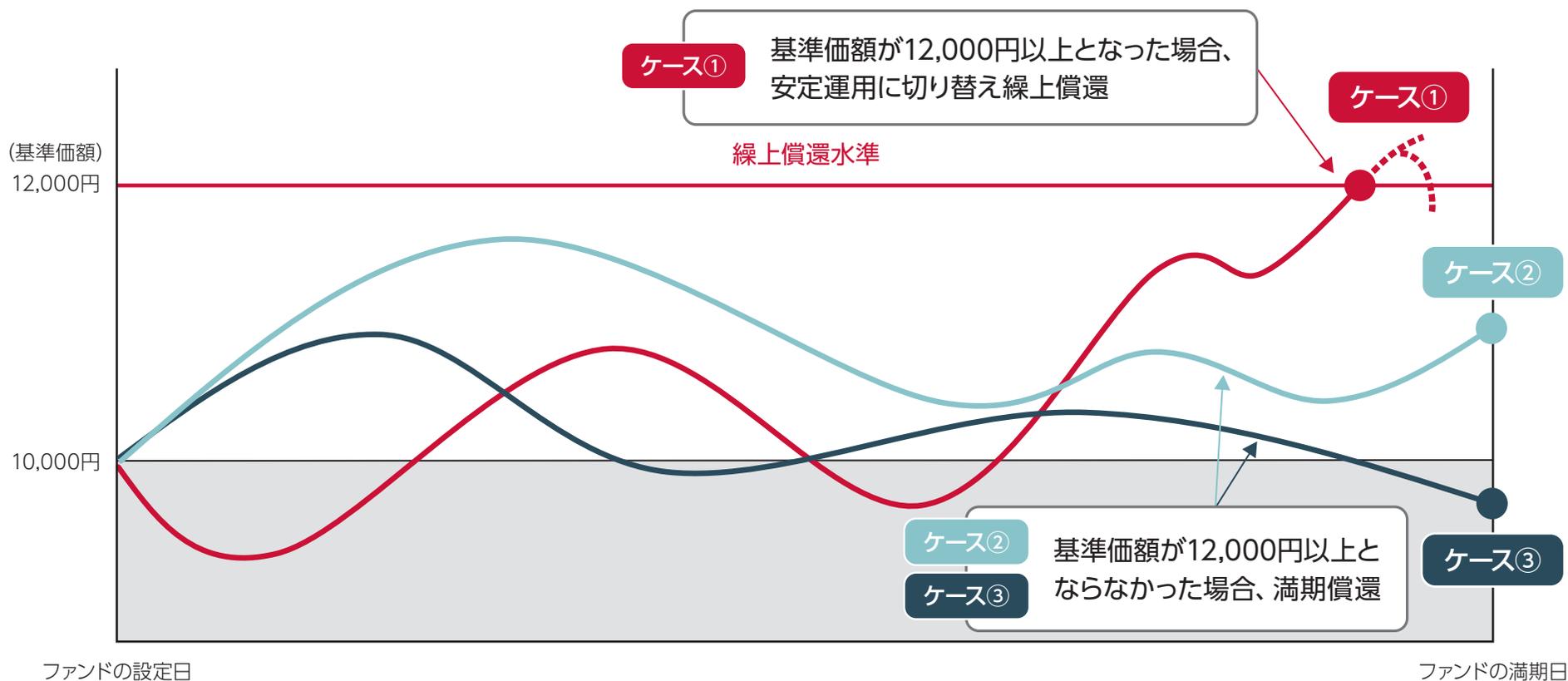
出所：Bloomberg、HSBC証券

※上記はシミュレーションであり、実際の運用状況を表すものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

# 一定の水準で繰上償還

- 当ファンドは、基準価額が12,000円以上となった場合、米ドル建債券を売却し安定運用に切り替え、繰上償還します。
- 利益確定のタイミングをご自身で判断するのが難しいと感じるお客さまに適していると考えられます。

## 【償還イメージ】



※基準価額(1万口あたり、設定来の1万口あたりの収益分配金(税引前)累計額を含みます)が12,000円以上となった場合、米ドル建債券を売却し安定運用に切り替え、繰上償還しますが、安定運用開始以降も基準価額は繰上償還日まで市況動向等の影響を受けるため、基準価額・償還価額が12,000円を下回ることがあります。

※上記はイメージであり、実際の運用状況を表すものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

# ファンドの基準価額の変動要因について

- 当ファンドの基準価額は、ファンドが投資する米ドル建債券の時価に連動する値動きとなります。

## 主な価格変動要因

S&P欧州350指数

為替

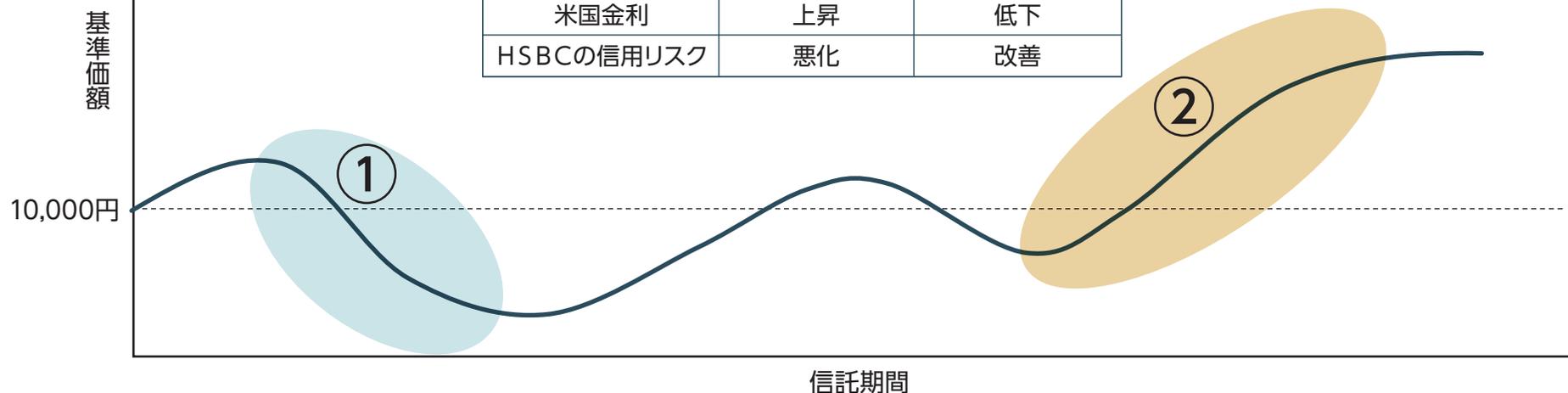
米国金利

HSBCの信用リスク

※基準価額の変動要因の詳細については12ページをご確認ください。

## 【信託期間中の基準価額の変動要因(イメージ)】

基準価額の変動要因		
	① 下落要因 (債券価格の下落)	② 上昇要因 (債券価格の上昇)
S&P欧州350指数	下落	上昇
為替	米ドル安/円高	米ドル高/円安
米国金利	上昇	低下
HSBCの信用リスク	悪化	改善



※上図はイメージであり、基準価額の変動要因のすべてを網羅するものではありません。

# HSBCグループについて



- HSBCグループは、世界58の国と地域にて展開する世界有数のグローバル金融グループです。
- 個人、法人等のお客さまに、個人向け銀行業務、法人・投資銀行部門、証券業務、資産運用、資産管理など、幅広い金融商品とサービスを提供しています。
- 日本国内においては、1866年に横浜支店を開設し、2026年に日本での営業160周年を迎えます。



## HSBCグループの概要

設立年	1865年
本店所在地	英国 ロンドン
総資産	3兆540億米ドル (2025年3月末時点)
従業員数	約21.1万人 (2024年12月末時点)

## G-SIBsの中でも影響度が高いHSBC

- 世界の金融システムや経済に与える影響が極めて大きい、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)“Global Systemically Important Banks”として金融安定理事会が認定した金融機関です。
- G-SIBsは現在29行が指定され、HSBCはG-SIBsの中でも影響度の高い銀行に指定されており、相対的に厳しい資本規制等が課されています。

## エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーについて

- エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーは、HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーの完全子会社です。ロンドンに本拠を置き、銀行商品及び金融サービスを事業法人・金融法人・機関投資家向けに幅広く提供しています。

<発行体格付> (2025年5月末時点)

S&P	A+
ムーディーズ	A1
フィッチ	AA-

出所：HSBC証券、金融安定理事会 (FSB)

<G-SIBs>  
(2024年11月時点)



区分	金融機関名
4	JPモルガン・チェース
3	<b>HSBC</b> 、シティグループ
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ、ゴールドマン・サックス、バンク・オブ・アメリカ、UBS、他8行
1	三井住友フィナンシャルグループ、モルガン・スタンレー、みずほフィナンシャルグループ、ソシエテ・ジェネラル 他10行

※区分はバーゼル委員会が定義した1-5の区分で示され、影響度が高いと判断されているほど数値が高くなります。現在は5に該当する金融機関はありません。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

# ファンドの主なリスクと留意点



くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)にて必ずご確認ください。

## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみならずさまに帰属いたします。したがって、投資者のみならずさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

### ● ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

銘柄集中投資のリスク	当ファンドはエイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーが発行する米ドル建債券(以下「米ドル建債券」といいます)に集中投資を行うため、米ドル建債券の発行体の影響を大きく受けます。したがって、多数の銘柄に分散投資するファンドと比べて基準価額の変動が大きくなる場合があります。また、米ドル建債券の価格が大幅もしくは継続的に下落した場合には、ファンドの基準価額が大幅もしくは継続的に下落し、大きな損失が発生することがあります。
価格変動リスク	公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 上記に加えて、当ファンドが投資する米ドル建債券の価格は、S&P欧州350日次リスク・コントロール10%指数(以下「参照指数」といいます)の収益率の影響を受けます。この収益率は、参照指数が実質的な投資対象とするS&P欧州350指数の構成銘柄である株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。S&P欧州350指数の構成銘柄である株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。 為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

# ファンドの主なリスクと留意点



## 投資先債券の戦略にかかる特有のリスク

参照指数は、欧州の株式を実質的な投資対象とし、変動率が年率10%程度となるように、株式への実質的な投資量を0%から150%までの範囲内で調整します。実質的な投資量が100%を超えている場合（レバレッジがかかる場合）は、投資量を調整しない場合に比べて、ファンドの基準価額が大きく変動する要因となります。また、参照指数の収益率に対する連動率は、当ファンド設定時に市場環境等に応じて決定されます。連動率が100%を超えた際は、参照指数の値動きに比べて、ファンドの基準価額が大きく変動する要因となります。

## 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

## その他の留意点

- クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ファンドの基準価額<sup>\*1</sup>が12,000円以上となった場合には、米ドル建債券を売却し、安定運用<sup>\*2</sup>に切り替え、繰上償還します。その場合、可能な限りすみやかに繰上償還を行うことをめざしますが、信託事務処理の状況等によっては、繰上償還までに日数がかかる場合があります。  
※1 1万口あたりの基準価額とし、設定来の1万口あたりの収益分配金（税引前）累計額を含みます。  
※2 安定運用開始以降も基準価額は繰上償還日まで市況動向等の影響を受けるため、基準価額・償還価額が12,000円を下回ることがあります。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める特化型運用を行うため、当該規則に定める一者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率には制限を設けません。なお、当ファンドにおいては、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーが発行する米ドル建債券を主要投資対象とします。

※ S&P欧州350日次リスク・コントロール10%指数は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJ」）の商品であり、これを利用するライセンスがSOMPOアセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社（「S&P」）の商標です。本商標はSPDJによる使用のためにライセンスが付与されており、SOMPOアセットマネジメント株式会社により特定の目的でサブライセンスされています。当ファンドは、SPDJ、S&P、それぞれの関連会社によって後援、推奨、販売、または宣伝されているものではなく、これらの当事者は、いずれも当該商品への投資の是非について表明するものではなく、S&P欧州350日次リスク・コントロール10%指数の誤り、脱落、または中断について一切の責任を負いません。

# お申込みメモ



くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)にて必ずご確認ください。

購入の申込期間	2025年7月29日から2025年8月28日まで
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	1口あたり1円
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。
換金申込不可日	申込日もしくは申込日の翌営業日が以下の日に該当する場合 ● ユーレックス取引所の休業日 ● ロンドン証券取引所の休業日
決算日	原則、10月20日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は、2026年10月20日です。

収益分配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額については保証するものではありません。
信託期間	2030年10月4日まで(設定日 2025年8月29日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次のいずれかの場合には、繰上償還させることがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益権の口数が10億口を下回っているとき</li> <li>・ 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>・ やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> </li> <li>● 次のいずれかの場合には、繰上償還させます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要投資対象とする米ドル建債券の発行体が債務不履行等となった場合</li> <li>・ 主要投資対象とする米ドル建債券が法令もしくは税制の変更等により早期償還となる場合</li> </ul> </li> <li>● 基準価額*が12,000円以上となった場合には繰上償還します。 ※1万口あたりの基準価額とし、設定来の1万口あたりの収益分配金(税引き前)累計額を含みます。</li> </ul>
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 課税上は株式投資信託として取扱われます。</li> <li>● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となりますが、当ファンドはNISAの対象ではありません。</li> <li>● 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</li> </ul>

# お客さまにご負担いただく手数料等について ファンドの委託会社およびその他の関係法人の概況



## 投資者が直接的に負担する費用

くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)にて必ずご確認ください。

購入手数料	購入価額に <b>3.3%(税抜3.0%)</b> を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率0.858%(税抜0.78%)</b> を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末、ならびに換金時または信託終了のときに、ファンドから支払われます。
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・外国における有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用 ・信託財産に関する租税 等 ※上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 その他 ・投資対象の米ドル建債券を通じて、参照指数のライセンス費用、内包する資産の取引コストが間接的にかかります。

■ 当該手数料等の合計額については、投資者のみなさまがファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社	<b>SOMPOアセットマネジメント株式会社</b> 金融商品取引業者(登録番号: 関東財務局長(金商)第351号)であり、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しています。信託財産の運用指図等を行います。 電話: 0120-69-5432(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時) ホームページ・アドレス: <a href="https://www.sompo-am.co.jp/">https://www.sompo-am.co.jp/</a>
受託会社	<b>野村信託銀行株式会社</b> 信託財産の保管等を行います。
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。



# 無登録格付けに関する説明について①



格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。以下は、同法に基づいた無登録格付業者に関する説明です。

## 1. 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

## 2. 無登録の格付会社について

格付情報を付与している格付会社のうち、下記の格付会社グループは金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けておりません。

### スタンダード&プアーズ

#### ■ 格付会社グループの呼称について

S&Pグローバル・レーティング(以下、「S&P」といいます。)

#### ■ 同グループ内で登録を受けている信用格付会社の名称および登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

#### ■ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.spglobal.com/ratings>)の

「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>)に掲載されております。

#### ■ 信用格付の前提、意義及び限界について

S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。S&Pは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合のみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。



# 無登録格付けに関する説明について②



## ムーディーズ

- **格付会社グループの呼称について**  
ムーディーズ・レーティングス（以下「ムーディーズ」といいます。）
- **同グループ内で登録を受けている信用格付会社の名称および登録番号**  
同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。  
ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）
- **信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について**  
ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されております。
- **信用格付の前提、意義及び限界について**  
ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

## フィッチ

- **格付会社グループの呼称について**  
フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」といいます。）
- **同グループ内で登録を受けている信用格付会社の名称および登録番号**  
同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。  
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）
- **信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について**  
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。
- **信用格付の前提、意義及び限界について**  
フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。



# MEMO



A series of horizontal dashed lines for writing.



ファンド設定後の米ドル建債券の  
連動率はこちらからご確認いただけます。(2025年9月1日以降開示予定)  
<https://www.sompo-am.co.jp/dat/fund/7234/rate.pdf>

---

当資料はSOMPOアセットマネジメント株式会社(以下、弊社)により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断ください。なお、お客さまへの投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。